

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西 2 4 条北 4 丁目 5 番地の 4
株式会社 北海道エコシス
氏 名 代表取締役 鍛 治 彰 男 様

令和 6 年 3 月 1 2 日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間 処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物 の 種 類	① 事業系一般廃棄物 ② 一般家庭から排出される引越しごみ、一時多量ご み及び遺品整理に伴い発生する一般廃棄物 ③ 一般家庭から排出されるフロン排出抑制法に規 定する第一種特定製品（業務用のエアコン・冷凍 冷蔵機器） ④ 浄化槽汚泥
営 業 所 の 所 在 地 及 び 名 称		帯広市西 2 4 条北 4 丁目 5 番地の 4 株式会社 北海道エコシス
許 可 期 間		令和 6 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
一般廃棄物の収集を行う事が で き る 区 域		音更町内
許 可 条 件	収集した廃棄物の 搬 入 場 所	① ② ③ 帯広市西 2 4 条北 4 丁目 1 - 5 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター ④ 帯広市西 1 8 条北 3 丁目 1 3 番地 1 十勝圏複合事務組合 十勝川浄化センター
	そ の 他	

令和 6 年 3 月 1 3 日

音更町長 小 野 信 次



この許可に係る業務を行う際は次の点に注意してください。

・一般廃棄物収集運搬業

- ① 業務に用いる車両には、業者名・許可番号を表示すること。
- ② 業務にあたっては、他市町村の廃棄物を混載しないこと。また、業務に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③ 収集については、分別収集とすること。また、車両及び容器は、廃棄物が飛散・流出及び悪臭がもれるおそれのないものであること。
- ④ 処理実績については、年度ごとに報告すること。
- ⑤ この許可に係る業務を行うときは、この許可証又はその写しを関係者に提示すること。
- ⑥ 業を廃止したときは、直ちに許可証を添えて町長に届け出ること。
- ⑦ 許可申請書の記載事項及び添付書類の内容に変更が生じたときは、町長に届け出ること。
- ⑧ 許可証は、他人に譲渡し貸与してはならない。
- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法規を遵守すること。
- ⑩ この許可の条件及び各種関係法規に違反した場合は、許可の全部及び一部についての許可の取消若しくは一定期間の許可の停止を行うことがある。